

当初質問	再質問	機関	回答
1	<p>『エネルギー政策における原子力発電について』 18ページ 3・4号機の現在の発電効率を教えてください。 24ページ 放射性物質分析・研究施設の名称・所在地を教えてください。</p> <p>『新規制基準及び高浜発電所3・4号機の設置変更に関する審査書の概要』 3ページ 抑制する対策を具体的に教えてください。 14ページ 電源車9台、それぞれに搭載されている発電機の発電容量(KVA)と接続するケーブルのサイズ、必要とされるケーブルの延長(最遠点まで)を教えてください。そのケーブルは難燃ケーブルですか。 19ページ 燃料取替用水タンクの材質と容積を教えてください。 23ページ 米国原子力規制委員会が取りまとめたデータを提供して下さい。 イグナイタはどの位置にいくつ設置されていますか。発生して水素が爆発にいたる濃度を教えてください。 25ページ 一般的な事務用の机、椅子に人が座ると一人当たり約1.5㎡位の面積が必要になると思いますが、86席+27席=113席に1.5㎡をかける約170㎡になりますが、145㎡で足りるのでしょうか。 29ページ 再度、お聞きします。放水砲の能力を教えてください。最遠でどれだけの距離まで放水できますか。その時の吐出量はいくらですか。 実証実験はされましたか。</p> <p>『高浜地域における原子力防災について』 13ページ 避難により健康リスクが高まる要支援者の数は、把握されていますか。把握されているのであればその数。概数で結構です。 33ページ 「最も速やかに到着できる手段」の想定もしていませんか。しているのであればその手段を教えてください。 31ページ 想定では乗車可能人数が、2261台×45人/台=101745人となりますが2261台の実乗車定員に基づく乗車可能人数(積み上げた人数)を教えてください。バス会社から報告を求めれば簡単にわかる数字だと思います。早めにバス会社毎、地域毎等把握しておけば、役立つ数字だと思います。</p>	<p>資源エネルギー庁</p> <p>原子力規制庁</p> <p>内閣府</p> <p>関西電力</p> <p>市</p>	<p>・高浜原発3・4号機の熱出力は、電気出力870MWに対応する約2660MWです。 ・100万キロワットの原子力発電所が1年間で発電するのに必要な濃縮ウランは約21トンです。 ・名称:大熊分析・研究センター ・予定地:福島第一原子力発電所隣接地</p> <p>同資料の29ページで説明しているとおり、大容量ポンプで海水をくみ上げ、放水砲によって水を霧状に放射し、微粒子状の放射性物質と水滴との付着作用等で放射性物質を除去することによって、放出された放射性物質の拡散をできるだけ抑制する対策が備えられていることを確認しました。</p> <p>この他、資料には明記していませんが、放水砲による放水後の放射性物質の海洋への流出に対しては、発電所から海洋への流出箇所(取水路側と放水口側にシルトフェンスを設置し、放射性物質の拡散の抑制を図る方針であることを確認しております。</p> <p>(追加回答) 専門的な資料となりますが、NUREG/CR4551 SAND86-1309 Vol.2,Rev.1,Part1 "Evaluation of Severe Accident Risks: Quantification of Major Input Parameters"のFigure 5-6. Aggregate of Oxidized Zirconiumをご参照ください。</p> <p>必要に応じて、自衛隊の航空機や自治体等のヘリコプターなどによる支援を受けることを想定しています。実際に、平成27年11月に伊方原発を対象とした国の総合防災訓練においては、自衛隊の航空機とヘリコプターを乗り継いで、東京から現地まで、原子力災害対策現地対策本部長(内閣府副大臣)を緊急輸送する訓練を計画しました。訓練当日は悪天候により、松山空港からはヘリコプターの代わりに、当初から代替手段として想定していた陸路に変更するなど、緊急時に迅速かつ最適な方法で移動できるよう、計画された手段が使えない場合の代替手段もあらかじめ準備しています。</p> <p>前回回答させていただいたとおり、2261台はあくまでも現時点で京都府内のバス会社で保有する台数を示しています。UPZ圏内の避難、一時移転等の対象となる区域は、緊急時モニタリングの結果に基づき範囲が特定され、その区域で必要となる輸送人員に応じた車両をバス会社の協力により調達することになります。</p> <p>電源車(可搬)5台の発電容量は610KVA、(緊急時対策所用)4台の発電容量は100KVAです。 電源車(可搬):ケーブルサイズは断面積38~60mm<sup>2</sup>、最遠点までのケーブル長さは約360mで、難燃ケーブルです。 電源車(緊急時対策所用):ケーブルサイズは断面積38~100mm<sup>2</sup>、最遠点までのケーブル長さは約320mで、難燃ケーブルです。 燃料取替用水タンクの材質はステンレス鋼、容積(容量)は1,800m<sup>3</sup>です。 水素の発生が想定される箇所や発生水素の流路と想定される箇所に11個設置しています。(加圧器室、各ループ室、加圧器室外上部等) また万一水素がCV頂部に滞留した場合を想定して、頂部にも1個設置しています。 水素の燃焼が発生するのは、水素濃度8%以上です。 (この濃度以上でイグナイタによる水素の着火が生じる。) なお水素爆轟(燃焼時に衝撃波が生じる)が発生する目安は、水素濃度13%以上です。 緊急時対策所には、重大事故等に対処するために必要な数の要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員として111名、残り2名は規制関係者分としています。 この緊急時対策所では、机は会議室などの長机、椅子はパイプ椅子など省スペースのものを採用しており、145㎡の面積でも、必要な緊急時対策本部の活動が可能であることを訓練を通して確認しており、問題ありません。 放水砲の能力は、入口側のポンプ容量によって種々選定することが可能です。 高浜3・4号機の場合、放水砲は10,000L/minの仕様を採用しており、格納容器の頂上(E.L.84m)に放水することが可能な最長距離(射程距離)については約63mとしております。 なお、この時の放水位置から格納容器の頂部までの最大高低差(射高距離)は約51.5mありますが、ポンプ容量はさらに余裕のある設計としております。 この仕様により実放水検査を実施し、原子力規制委員会の使用前検査を合格しております。</p> <p>在宅の要配慮者の数は、平成27年12月現在で、PAZ及びPAZに準じた地域については、計33人(うち自力で動けない人2人)、UPZについては、計5,980人(うち自力で動けない人505人)となっています。</p>
2	<p>先日、原発について質問と意見を述べました。それについて、「ご意見として、お伺います」との返事だったので、意見はお伝えできたと思うのですが、質問に対する具体的な返事がなかったので、主に国と関西電力に再度質問いたします。</p> <p>質問</p> <p>1、今後、日本が戦争に巻き込まれる可能性が全くないとは言いきれないし、そのために防衛省や自衛隊があるのですが、日本が戦争に巻き込まれて、原発が攻撃されたら国と関西電力はどうされるおつもりですか? 「イラク原子炉爆撃事件」でWeb検索し、WikipediaのWebサイトを見ると、イスラエル空軍機がイラクの原子力施設を爆撃した事件が載っています。</p> <p>2、今回の説明を受けても、次の原発事故が起きる可能性は全くないとは言いきれないと思いますが、 2の1、原発事故が起き、放射線障害になったとき、完治する治療法はあるのでしょうか? 2の2、そのような完治する治療法があってもなくても、放射線障害になった全住民・全作業員・また放射線障害を発生したその全子孫に対し、国や関西電力が費用全額負担で、最新の治療を受けさせ、治療費・生活費の補償をしていただけますか? 2の3、また、所有する不動産が放射能汚染された場合、国や関西電力は補償をしてくださるのでしょうか? 3の1、2で質問した治療・補償をする財力・財源は、国や関西電力にありますか? 3の2、そのような財源を捻出するため、結果的に電気代を値上げせざるを得ず、そうなる原発以外の電源と変わらないのではないのでしょうか? わたしは、安全に、しかも安く電気を得られるということは、世の中になくはないかと思ひ始めています。</p>	<p>いただいた質問に対する回答については、当初の質問に対して追加でお答えしましたとおりです。</p>	

当初質問	再質問	機関	回答
3	<p>リスト46にて質問提出しましたが、下記のとおり再質問提出しますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>質問3は、主旨を的確に表現できていなかったため前半部分は回答が得られませんでした。</p> <p>下記のように具体化して再提起します。また、回答文内に新たに疑問点を感じたので併せて質問。</p> <p>「屋内退避が基本、一斉避難しない」というが、「段階的避難」の実現は極めて困難ではないか？</p> <p>あくまでも「避難させる側」の論理であり、「避難する側」の感覚とは相容れないのでは？</p> <p>「原発で事故発生した」という情報を得た時点から、(PAZの避難指示の発令を聞くまえに、また何らかの理由で聞かず)UPZでもマイカーなどで自主避難を開始する市民が多数出るのではないか？</p> <p>「ブルームをやりすごしてから」という冷静な判断と行動をする人は少数派ではないか？</p> <p>また、遠方のモニタリングポストの数値が跳ね上がるのを待つより、自前の線量測定器の測定結果に基づいて判断、避難行動するグループも多数発生すると予想される。かれらを規制することはできるか？ また制止する権限はどこにあるのか(チェルノブイリと違う)？</p> <p>避難指示前からの行動であれば、「市民の自発的行動」として容認するしかないのではないか？</p> <p>避難バスがやってくるころには、自主避難の車両で道路は溢れているのではないか？ また人が退去した後の住宅などから出火した場合、消火活動は困難であり(市街は住宅密集地多く)</p> <p>大規模な火災になりうる。屋内退避している余裕はなくなってしまうのではないか？</p> <p>一方、避難辞退する人々も出てくる可能性があるが、これらの人々や行方不明者を捜索・保護する体制は不十分ではないか？ チェルノブイリのように大量被曝前提で消防・軍隊を動員するようなことは工数的・時間的に困難ではないか？</p> <p>混乱をすこしでも食い止めるためには大規模なシェルター(対放射線、耐火、耐熱、防水、非常食付)を要所に建設しておくべきではないか？ (ヘリポート付きで) 回答では現在5カ所になっているが、大規模なものは5カ所としても小規模なもの(100～300人用)を多数分散配置すべきでは？</p> <p>避難路で立ち往生した人々がその場しのぎするために、道路沿いに必要ではないか？</p>	内閣府	<p>福島事故の教訓及び国際基準を踏まえ、原子力規制委員会が策定した原子力災害対策指針では、全面緊急事態に至った場合、PAZにおいては放射性物質の放出の有無に拘わらず予防的に避難し、UPZにおいては原則、屋内退避するとされています。これは、原子力規制委員会が距離に応じた影響の違いを考慮して設定したものであり、より大きな影響を受けることが予測されるPAZ(概ね5km圏内)の方が、放射性物質の放出前に優先して避難していただくとともに、UPZ(5-30km圏内)の方には、まずは屋内退避により、放射性物質からの影響を少なくするために屋内退避を実施することとしております。</p> <p>ひどい渋滞が生じて被害が大きくなったことは福島事故の教訓であり、そうしたことも踏まえて原子力災害対策指針では段階避難の考え方を示しており、この考え方を住民説明会や訓練等の機会を活用して住民に理解していただくことが極めて重要と考えております。</p> <p>避難時における交通混雑を解消し、円滑に避難を実施するため、関係府県警察等による主要交差点等における交通整理・誘導、信号機操作などの交通対策を行います。また、避難時に自然災害等により道路等が使用できないような場合に備えて、予め複数の避難経路を設定しています。なお、それでも避難することが困難であるような場合には国、関係府県、関係市町が連携し、道路の啓開のための応急復旧策や代替経路の確保策を検討・実施することとなります。また、不測の事態が起きた場合には警察、消防、海上保安庁及び自衛隊といった実動組織による救助を行うこととなります。</p> <p>災害時、火災や家屋の損壊で避難できない場合には、最寄りの公民館等の避難所にて屋内退避していただくこととなります。</p> <p>原則は避難指示にあわせて避難していただくよう、平常時から原子力防災の考え方について普及、啓発を進めるとともに、緊急時には住民の皆様に必要な情報を適時、適切に広報できるよう体制を整備することとなります。一方、それでもなお避難を辞退する方がいた場合の体制については、自治体において適切な対応がとられるものと考えています。</p> <p>原子力災害時に避難により健康リスクが高まる恐れのある病院や社会福祉施設の入所者等の要配慮者や住民等が屋内退避をするための建物について、放射線防護対策、資機材の整備、及び物資の備蓄等の整備について、国で予算を確保して対策を講じています。</p> <p>現在は、10km圏内の施設の整備を優先的に進めていますが、10～30km圏内についても、離島、半島及び山間部等、自然災害等によって孤立化する恐れがある地域の施設についても、順次、整備できるよう、国で予算補確保するよう努めています。</p> <p>避難退域時検査は、検査の全体的な信頼性を損なわずに、かつ迅速な避難等が妨げられないような効率性が保たれるよう配慮しており、その内容については、既に、「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル(原子力規制庁原子力災害対策・核物質防護課、平成27年3月31日作成、同年8月26日修正)」で示しています。</p> <p>また、簡易除染によってもOIL4以下にならない住民は除染が行える機関で別途除染を行うこととしています。</p> <p>なお、放射性ヨウ素による内部被ばくが懸念される場合には、別途、拠点病院等において甲状腺検査を行うこととなります。</p> <p>UPZ圏内の住民については、緊急時モニタリングの結果に基づき、避難や一時移転を実施することになり、避難途中において避難退域時検査(スクリーニング)を受けることとなります。その際、原子力災害対策指針において定める基準値以上の汚染が計測された場合には、その場で除染を行うこととなります。もし基準を下回らない場合には、汚染拡大防止処置を行った上で、除染が可能な機関で除染を実施します。また、場合によっては、内部被ばくの検査ができる機関や二次被ばく医療機関へ搬送することとなります。</p>
			<p>いただいた一部の質問に対する回答については、前回お答えしましたとおりです。</p>
4	<p>先日は、住民説明会の質問に対しまして、丁寧な回答を送付していただきありがとうございました。引き続き疑問が生じたので、再度質問いたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>&lt;資源エネルギー庁へ&gt;</p> <p>青森県にある使用済燃料の再処理工場(六ヶ所村)は稼働から20年、2兆円を超える多大な費用をかけたにもかかわらず、事故が続いて再処理の工程が確立していません。正常な再処理工程への見通しをお聞かせください。</p>	資源エネルギー庁	<p>六ヶ所再処理工場については、日本原燃(株)が、2006年3月にアクティブ試験(実際の使用済燃料を用いた試験)を開始し、2013年5月に事業者が行う全ての試験が終了し、安定運転が可能であることが事業者において確認されました。その後、日本原燃(株)は2014年1月に原子力規制委員会へ事業変更許可等を申請し、現在、原子力規制委員会による審査中です。日本原燃(株)は2018年度上期の竣工を予定しています。</p>



当初質問	再質問	機関	回答
5	<p>高浜原発地域協議会(12/15)においての舞鶴市の提出文章で「エネルギー政策上、原子力発電所が必要なことについては一定理解した」とありますが、他の自治体からは、疑問や意見、注文などが述べられる中、舞鶴市長は原発再稼働容認の姿勢ですか。</p> <p>また、「再質問の内容を踏まえて」と述べられているのなら、これだけの質問や疑問、不安が寄せられ、福島原発の事故でふるさとを生業をなくし、未だに多くの県民が避難生活を余儀なくされ、家族バラバラの生活で苦しんでいる生々しい実態を目にしても、</p> <p>1、関電の産業活動を優先されるのか、住民のいのち暮らしを守る立場できっぱりと再稼働に反対を表明するのかはっきりとした回答をお願いいたします。</p> <p>2、11番の屋内退避での効果についての質問に対し、回答では木造、石造り建物での「放射線の影響を60～80%低減」としていますが、「原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会 平成14年11月)」では屋内退避の場合の被曝低減効果は「木造家屋 1割低減」としていますが、「木造建築物で60～80%との回答、はいかなるゴマか、どこからの出典ですか?、具体的に明確にお答えください。</p> <p>3、前回質問に対し、明確な回答がない部分「いただいた質問の一部については、現在調整中です」とされていますが、後日、誠実な回答がなされるのでしょうか。お伺いいたします。</p>	関西電力	<p>多重に設けた非常用発電機や非常用炉心冷却設備が万一多重に故障しその機能を喪失したとしても、別途設けた空冷式の非常用発電装置やポンプにより格納容器スプレイあるいは格納容器代替スプレイにより格納容器内に注水した水を連通孔を通じて原子炉容器下部に設置された原子炉下部キャビティに流入させる構造としました。なお、炉心損傷を検知してから格納容器内にスプレイを行うことにより、原子炉容器が破損し溶融炉心が落下する前に、溶融炉心の冷却に十分な蓄水がなされることを確認しております。</p> <p>水蒸気爆発に関しては、これまで我が国だけでなく欧州や韓国などにおいて実験が数多く行われています。実機の燃料を模擬した溶融物(二酸化ウランと二酸化ジルコニウムの混合物)を用いた実験のうち水蒸気爆発が見られたケースのほとんどは、意図的に外部トリガを与えたものです。一部の実験においては、外部トリガがない場合でも水蒸気爆発が見られていますが、いずれも実機原子炉で想定される溶融燃料の過熱度を大きく上回る過熱度を与えるなど意図的に水蒸気爆発を起しやすくしたものです。実機原子炉においてこれらの実験と同様の状態が発生することは考えられないことから、水蒸気爆発が起こる可能性は極めて小さいと考えております。</p> <p>水中で分散し微粒子化した溶融物の表面にできた蒸気膜を高圧のガスの噴出による圧力波などにより強制的に崩壊させ、液-液直接接触を起こさせることにより水蒸気爆発を促進すること。</p> <p>高浜発電所には、現在(11月末時点)、2,551体の使用済燃料が貯蔵されています。これは、貯蔵容量の約90%となります。</p> <p>満杯時期については、仮に、高浜発電所からの搬出が全くなく(六ヶ所への搬出がない)、高浜発電所4基全てのプラントが稼働した場合、使用済燃料ピットが逼迫するのは今から7～8年程度後になりますが、実際には発電所の運転状況、六ヶ所再処理工場の状況によるため、使用済燃料ピットの満杯時期は一概に決まるものではありません。</p> <p>当社は、使用済燃料については、国の政策に基づき再処理工場に搬出し、再処理することとしており、六ヶ所再処理工場の早期竣工および竣工後の安全・安定操業に向けた支援等を実施してまいります。</p>
6	<p>拝啓 初冬の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。</p> <p>平素は大変お世話になり、誠にありがとうございます。</p> <p>早速ですが、高浜原発に対して、色々と市民の意見があると存じますが、私は私なりに次のような事を書き綴りました。</p> <p>これも将来何が起きるかわかりませんが、一応文書を以て提出致します。</p> <p>当然他の市民や舞鶴市自体の意思等も取りまとめ、政府の方へ提出されると存じます。</p> <p>どうか私も一市民として、この世に生を受けた最後の念願として記したものであり、お聞き届け下さり、政府にこのまま届けて下さいますよう、お手数ですがよろしくお願い致します。</p> <p>日本政府が推し進めている高浜原発再稼働の一連の作業も最終局面に至り、最終は内閣府に於いてよく検討されて調整して、最後に総責任者である総理大臣が全責任を持って決断される事でありませう。</p> <p>現在、社会を二分し、原発再稼働に対する成否の対立意見があり、社会問題となっておりますが、高浜原発より三十キロメートル以内に何百年も前より住みついて、平穏に暮らし続けている人間として、万が一にも大事故が発生して未曾有の被害が出た場合、この案件に対して、最終決定以前に関係当事者として、自身の切実で率直な申し分として改めて申し述べます。</p> <p>また、後日将来、何時までも最善の配慮をお願いすると共に、遺憾なきようよろしくお願い致します。</p> <p>戦後の民主国家として憲法に保護され、自由で人権、財産権、既得権など手厚い保護で守られて、安心して暮らしている中で予想しない出来事で、一瞬にして消滅して谷底に落ち込んだとしたら、その責任の所在は、また今日迄長年にわたって多くの人々で積み重ねてきた絆や実績が全て消える事は、誠に残念で耐え難い問題です。これらの補償や後始末など、全ての責任は、日本政府が背負う事になると考えます。</p> <p>最後に申し入れます。</p> <p>我々が、毎日安泰な生活を送り、何不自由なく働き生活して来たものを、突然完全な了解なしに政策を決定して大きく舵を切り、安全を第一にした確実な道を誤り、危険な道に追い込む事になります。結果的に処理負担は一切日本政府が受け持ち、万一被害や損害を与えた場合は、即刻責任を持って完全に保証すると共に全額支給する。なお、この項目が不服であったり、納得出来ない場合は、高浜原発再稼働を一切認めず休止させる。</p> <p>これは道理にかかった事柄であり、何卒よろしくお願い致します。</p>	市	<p>市民の安全・安心を確保しなければならない市としましては、万一の際の住民避難につきまして、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。現在、より実効性のある避難計画となるよう舞鶴市住民避難計画の改正作業を行っており、今後、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えています。</p> <p>ご意見としてお聞きし、市民の安全安心の確保に向けた取り組みの参考といたします。</p>
7	<p>私は、「舞鶴市住民避難計画」を、より実効性のあるものにして頂きたいと思えます。他にまだまだ疑問があります。</p> <p>例えば、「安定ヨウ素剤」の緊急配布について、一時集結場所「朝来小学校」に行けない住民はどうなるのか?「アレルギー体質」の方はどうするのか?</p> <p>例えば、舞鶴市避難住民(UPZ)が南方面(京都市内)になったとして、一部の住民は廃校になっている校舎に避難となっているが、避難施設として整備してあるのか?</p> <p>例えば、舞鶴市PAZ圏内の住民(641人)に加え、高浜地域PAZ圏内の住民(内浦・青郷・高浜・計7,953人)の主な避難経路として、「舞鶴若狭自動車道」、「京都縦貫自動車道」になっています。「東舞鶴インター」を利用するとなっているが、速やかに避難できるのか?</p> <p>例えば、放射線防護対策(シェルター)を施した「屋内退避施設」(工事予定を含め、舞鶴市内計5施設)を避難行動要支援者の為に設定したとなっているが、避難行動要支援者以外の避難者は受け入れてもらえないのか?「内閣府」は柔軟に対応しないのか?</p> <p>例えば、UPZ圏内の学校・保育所の児童や園児について保護者への引渡し方法、避難方法を設定しないのか?</p> <p>例えば、11月に「伊根町・宮津市」は合同避難訓練を実施しているが、舞鶴市はUPZ圏内の避難訓練の計画はないのか?</p> <p>例えば、自然災害の避難情報はテレビ(NHK・KBS京都のデータ方法)で確認は出来るが、原子力災害時の地域別避難情報は無いのか?住民への国等の情報伝達体制の充実を図って貰いたい。</p>	内閣府 市	<p>舞鶴市のPAZ圏内(PAZ圏に準じた避難を行う地域を含む)の住民の方々は、京都市内・府外避難を行う場合、舞鶴東ICではなく舞鶴西ICから舞鶴若狭自動車道に入り、京都市や神戸市に向かう避難ルートを設定しております。</p> <p>一方、高浜地域のPAZ圏内(内浦地区・青郷地区・高浜地区)の住民の避難経路としては、福井県内避難の場合には、舞鶴東ICではなく「国道27号線 小浜西IC 舞鶴若狭自動車道 敦賀IC 敦賀市」のルートや「国道27号線 敦賀市」のルートなど複数設定して敦賀市に避難することを基本としています。</p> <p>このように、できるだけ舞鶴東ICに交通が集中しないような計画としております。</p> <p>UPZの安定ヨウ素剤の緊急配布は、避難時集結場所や避難中継所で配布するよう考えていますが、現在、迅速に配布・服用できる体制が整備できるよう、京都市やUPZ圏内の関係市町及び関係機関と配布方法等について協議を進めています。</p> <p>また、安定ヨウ素剤の成分などのアレルギー反応がある人の対応につきましては、今後、京都市や関係機関と十分調整していきます。</p> <p>京都市における避難先の施設につきましては、平成27年2月に京都市において作成された原子力災害広域避難要領の中で示されたところと一致しております。</p> <p>京都市からは、これらの施設の中には、跡地利用が検討されている学校跡地が含まれているものの、京都市では、約7万9千人分の避難所が確保されていることから、舞鶴市の約6万5千人の避難者の受け入れについては、支障がないものと同っています。</p> <p>また、現段階では、学校跡地の施設につきましても、避難所として活用できるものと同っており、今後、跡地活用に伴い施設の管理者が変更となった場合につきましても、施設の管理者や地元の方々の理解を得ながら、避難者の受け入れが可能となるよう取り組まれていくと同っています。</p> <p>なお、今後、跡地活用に伴い、仮に施設が使用できなくなり、舞鶴市の避難者の受け入れに支障が出てきた場合には、京都市や京都市と十分調整していきます。</p>



当初質問	再質問	機関	回答
9	<p>高浜原発3,4号機再稼働について回答がありました。再質問します。国の回答は不十分です、私が質問しているのは舞鶴市民として舞鶴で制圧ができるように行政として血のかよった回答を願います</p> <p>1. 宮津市長は再稼働反対を表明されました。高浜原発に隣接し立地自治体と同じ条件下にある、舞鶴市長として明快に再稼働反対と表明願います。</p> <p>2. 核のごみも満杯になろうとしています。処分場、処分の方法も決まっています。これ以上核のごみを増やしてはなりません、同時に核のごみの処分は福井県以外と言われています、舞鶴市としての考えを願います</p> <p>3. 舞鶴市の人口は年々減り続けています、学校卒業しても地元で仕事がないので、やむをえず舞鶴を離れるのです、雇用をうみだし活性化するため、地産、地消の再生可能エネルギーの開発を願います、山も荒れ放題ですが整理しバイオ発電、休耕田に太陽光発電、海は波力発電など、他にも地熱、小水力とか、地域再生の方法願います</p>	市	<p>中間貯蔵施設は、国のエネルギー政策において必要とされる施設であり、国として取り組まなければならない課題であると認識しています。</p> <p>また、中間貯蔵施設については、関西電力が平成27年12月11日に舞鶴市内には建設しないと明言されたところです。</p>
10	<p>先日は質問に就いての回答をいただきまして有難うございました。早速ですが、再質問を下記の通りさせていただきますのでよろしくお願いしたいと思います。</p> <p>1. 舞鶴市は何故、立地自治体と同じ原子力安全協定を関電や国に求めないのですか？                      (市の回答)                      平成27年2月27日府：市：関電の3社による「高浜発電所の係る舞鶴市域の安全確保に関する覚書」を締結、この覚書により、本市は原子炉施設の増設計画や重要な変更を行う際などに京都府を通じて関電の意見を言うことができ、関電が回答義務を負う体制が整いました。実質的に立地自治体安全協定と変わらない内容であると考えています。</p> <p>[再質問]                      立地自治体は原発再稼働について、同意権があります。今回の「覚書」では、舞鶴市は今回の再稼働について意見も言えず、関電の回答義務もないと聞いております。本当のところはどうなのですか、舞鶴市は今回の再稼働について意見が言えるのですか？関電に回答義務があるのですか？無いとすれば実質的に立地自治体と変わらない協定だとはいえないではありませんか？</p> <p>2. 「立地自治体並み」の協定と言う市長発言について                      市の回答がありません。なぜですか？</p> <p>3. 高浜原発再稼働について舞鶴市が求める4条件について                      その1 再稼働すべきだとの国の責任について                      国が再稼働の責任を表明しない時は、市はどのように行動されるのですか。                      (市の回答)                      エネルギー政策については、エネルギー基本計画に基づく国の取り組みであり、原発の再稼働についても、国の責任において行われるものであります。万が一事故が起きたとしても、国が責任を以って対処すると明言されています。</p> <p>[再質問]                      国がエネルギー政策として、原発を推進しようとしていることは承知しております。しかし今日まで国が原発の安全対策、防災対策について「国が責任を以って対処する」と明言したことは無いと思っています。市が国は明言したと主張されるのなら、それは何時 何処で 誰が 誰にたいして どのような方法で明言されたのですか？またその内容はどのようなものですか？</p> <p>その2 実効性のある避難計画をつくること                      現在ある避難計画で安全に避難できると、市長はお考えですか、できないとお考えなら、当面再稼働は認められないとして、その意思を国と関電に直接伝えるべきではありませんか                      (市の回答)                      住民避難については、市が責任を以って取り組んでいます。市の住民避難計画はさらに具体的な内容を盛り込んでいく必要があり、「広域避難要領」の内容を反映すべく改正作業を進めています。                      現在国において進められている「高浜地域の緊急時対応」の内容も反映するなど、国や京都府と連携する中で、より実効性のある住民避難計画となるよう今年度中を目途に改正したいと考えています。</p> <p>[再質問]                      回答にもある通り、現在ある避難計画は、具体的な内容が不十分であり、実効性のある住民避難計画とは言えません。一方で高浜原発再稼働に向けて、着々と作業が進められています。市の4条件の一つである避難計画が不十分なのに、舞鶴市は高浜原発再稼働の方向に進めていくのですか？</p> <p>その3 5キロ圏(PAZ)のある舞鶴市は立地自治体に準じた安全協定を結ぶこと                      平成27年2月27日舞鶴市は関西電力と安全確保の「覚書」を交わしましたが、何時どんな形で市民に公表されましたか？また、この覚書で市は関電に再稼働の意見表明ができるのですか？関電は回答義務があるのですか。                      (市の回答)                      覚書は即日市のホームページで公開したほか、平成27年4月号の広報まいづるで知らせました。</p> <p>[再質問]                      広報まいづる平成27年4月号には、回答通り関連する記事は掲載されています。しかし内容は簡単にまとめてあり、覚書文書の掲載はありません。どうしてでしょうか？市民の安全と安心の最大の関心事であり、国家挙げて取り組んでいる今回の高浜原発再稼働について、舞鶴市も必要としてきた安全協定の中身に係る「覚書」について、その全文を掲載することが必要なではありませんか？                      (市の回答)                      自治体と電気事業者が結ぶ安全協定等は、平時における発電所の増設や保守運営に伴う安全確保を目的としているものであり、福島第一原発事故以降の原子力発電所の再稼働は、新基準の施行に伴い技術規準に適合していることが、法律上求められる手続きでありますので、安全協定等に基づき意見を述べる対象となりません。</p>	市	<p>平成27年2月に京都府、本市、関西電力の3者により締結しました「覚書」は、前回お答えしましたとおり、京都府を通じて関西電力に対して意見を伝えることができ、関西電力が回答義務を負うことになり、実質的に立地自治体の安全協定と変わらない内容であると考えています。</p> <p>この覚書の内容は、平成27年4月1日発行の広報まいづるにおいて、分かりやすく要約した内容を掲載してお知らせしましたほか、全文を市のホームページに掲載させていただきます。</p> <p>一般的に再稼働の「同意」と呼ばれているのは、エネルギー基本計画に基づき、国が立地自治体等関係者の理解を得る手続きのことであります。前回お答えしましたとおり、安全協定や覚書は、平時における発電所の増設や保守運営に伴う安全確保を目的としているものでありますので、新規基準に基づく再稼働の同意権は含まれません。</p> <p>京都府ならびに高浜発電所のUPZ圏内の自治体5市2町では、高浜発電所に係る地域協議会を設置して、国や関西電力にも出席を求め、国のエネルギー政策や高浜発電所の安全対策等についての説明を受けて質疑応答を行うなど、安全に関するチェック体制を確保してまいりました。今後においても、地域協議会において、安全等の確認を行っていくほか、覚書に基づく意見交換等を行ってまいります。</p> <p>国の責任につきましては、国のエネルギー基本計画において、「東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて、そのリスクを最小限にするため、万全の対策を尽くす。その上で、万が一事故が起きた場合には、国は関係法令に基づき、責任を持って対処する」と明記されています。</p> <p>先日、国の原子力防災会議において、「高浜地域の緊急時対応」が了承され、事故時の国の対応について、「自治体を最大限支援し、全力を尽くす」と明言されたところです。市としまして、今後も引き続き住民避難計画をはじめとする原子力防災対策の充実に努めてまいります。</p>

当初質問	再質問	機関	回答
10	<p>57</p> <p>[再質問]                      「1 平成27年2月覚書によれば、原子炉施設の重要な変更の際などは、関電に対して意見を伝え関電が回答義務を負う体制になったとあります。今回の再稼働にあたっては、新基準に適合すべく原子炉施設の大幅な施設改善が行われたはずですが、そうであれば、覚書に基づいて、市は意見を述べ、関電は回答の義務を負う筈です。市はどのように考えているのですか？                      それとも、原子炉施設の重要な変更が無かったとお考えですか？                      立地自治体は再稼働についての「同意権」を持っています。その同意権安全協定に基づくものと思いますが、そうではないのですか？それとも別の覚書があるのですか？                      市は覚書の締結によって、実質的に立地自治体の安全協定と変わらない内容になったと回答されています。                      同意権の無い安全協定では、立地自治体と変わらないとは言えないではありませんか？」</p> <p>「2 「高浜発電所に係る地域協議会」で今後も引き続き京都府と一体となって、チェック体制を確保していきます。」と回答されていますが、現在の安全協定、覚書で市が意見を述べる事が出来ないのであれば、どのようにしてチェックするのですか？                      「チェック体制」とは、どのような意味合いで使われていますか、原発の必要性、安全性、防災について課題や問題点を検証しても、その先意見を述べる事ができなければチェックしたとは言えないのではないのですか？」</p> <p>「2 地域協議会において、市は質疑応答や必要な確認をおこなってきた。また市民の理解を深めていただくため、疑問点をお聞きする必要があると考え、この度の説明会を開催した。とあります。                      舞鶴市は地域協議会における国や関電の説明を受け、質疑応答や必要な確認を行った結果、高浜原発3.4号再稼働について推進すべきものと認識され、その立場で今回の説明会の開催に踏み切られたのですか？」</p> <p>4. 11月2日住民説明会における市長の質問について                      質問します                      市長は、関電に対して(万が一事故が起こったとしても、福島のような事態にならないと言い切れるか)と尋ねられ、関電の回答は(福島のような事態は発生しないと考えています。詳細については別途報告します。)あります。</p> <p>「1 「質問」                      今後、この関電の回答(詳細な別途報告)についてどのような形でチェックをしていられるのか、考え方、また具体的なチェック体制をどうされるのですか？」</p> <p>「2 「質問」                      国策として原子力発電を推進していくのが国の方針ですが、であれば福島の事故を経験した国民としては、万が一事故が起きた場合の国の対応、国の責任を明らかにすることを求めるのは当然です。                      舞鶴市長として、原子力発電に伴う国の責任を明らかにするべく行動されるべきと考えます。市長の見解をお尋ねします。</p>	市	<p>いただいた一部の質問に対する回答については、前回お答えしましたとおりです。</p>
11	<p>41</p> <p>使用済核燃料の貯蔵をどうするのかは、原発が稼働すれば当然直面する課題です。アクションプランに基づき政府が積極的に関与し貯蔵能力の拡大を図るとしていますが、日本の原発が稼働をはじめから今日まで、「トイレなきマンション」と指摘されながら解決されてこなかった問題です。貯蔵能力を増やすには貯蔵場所の確保が最大の課題で地域住民の理解が不可欠となりますが、原発の新設と同様、困難となっています。</p> <p>将来にわたり10万年も放射線を出し続ける「核のごみ」を引き受けるところなどあり得ません。そのほかに、使用済核燃料の六ヶ所再処理工場・高速増殖炉の稼働、高レベル廃棄物の処理等の課題が山積し、これらすべてが困難に直面しています。核燃料サイクル政策は海外では既に撤退しており、日本でも再処理工場や高速増殖炉が正常に稼働するメドは立たない状況のもと、その推進に固執することは、多額の税金をつぎ込むこととなります。使用済核燃料の発生をなくすには、原発の稼働をやめることのみ可能です。</p> <p>事故が発生したときの避難について、PAZ圏は早期に、UPZ圏は屋内退避としています。屋内退避の場合、屋外で被曝するのと比べてどのくらい軽減されるのか、コンクリート造、木造に分けて教えて下さい。今は屋外に出て大丈夫か、ダメか、どうしたらわかるのか、教えて下さい。</p> <p>バス運転手の被曝線量は労働安全衛生法で通常時1ミリシーベルト、緊急時でも20ミリシーベルト以下とされています。この制限値を越えて運転業務に就く事は禁止されています。一般的に考えて、被曝されていない地域から、被曝地に行くことはいやがると思うのですが労安法の制限値もあり、バス運転手の確保は難しくなると考えられます。その場合避難バスの調達はどのようにするのでしょうか。学校などに集合してもバスが来なければその場所で被曝する事になります。</p> <p>地震等で道路が通行止め等になった場合、複数の避難経路が確保されていない地域の避難をどうするのか。応急復旧等の工事を行う場合、道路が渋滞する中での重機等の搬送、作業員の被曝が心配されますがそんなことが実際に可能だとは思えません。</p> <p>安定ヨウ素剤は、子どもには被曝前に服用する事で被害を少なくする事が可能ですが、保育所・幼稚園・小・中学校等での早期服用が必要です。保護者が不在等で引き渡しが遅れる、帰宅途中での被曝、家庭に安定ヨウ素剤を誰が届けるのか等を考えたら保育所等で服用するのが一番実際的な方法だと思いますが、そうしない理由は何ですか。</p>	内閣府	<p>平成26年5月に原子力規制委員会にて報告された「緊急時の被ばく線量及び防護措置の効果の試算について」において、野外と比較した木造建築物又は石造りの建物の場合における屋内退避の低減効果について参考として引用されています。具体的には、木造建築物又は石造り建物の遮蔽効果による外部被ばくについては、地上に沈着した放射性物質からの放射線の影響に対し、それぞれ60%又は80%低減し、また、建物の密閉効果による内部被ばくについては、空中の放射性物質を呼吸により摂取する影響に対し、それぞれ75%又は95%低減すると試算されています。なお、病院等のコンクリート構造物は、石造りの建物よりもさらに高い効果が期待できるとされています。</p> <p>いずれにしても、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、屋内退避中については、屋内退避の効果を高めるため、すべての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断することなどの対策を行っていただき、一時移転等の指示により屋外に出る際には、身体に放射性物質が付着しないようにレインコートを着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようにマスクをしたり、タオルやハンカチで口や鼻をおおうなどの対策をとっていただき、避難時集結場所等において配布される安定ヨウ素剤を服用するなどの対策をお願いします。</p> <p>また、原子力発電所から気体状又は粒子状の放射性物質を含んだ空気の一団であるブルームが長時間又は継続的に到来することが想定される場合には、屋内退避の期間が長期にわたる可能性があり、その場合には、屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われることが想定されます。そのような場合には、原子力規制委員会の助言の下、原子力災害対策本部の指示により、屋内退避から避難への切り替えを行うこととなります。</p> <p>バスの運転手の安全確保策については、運転手等の雇用者が1mSVを超えて被ばくすることがないように、防護服や個人線量計等を装備し、個人線量計による被ばく線量が1mSVを超えないように管理する方針について、内閣府にて示しているところです(「共通課題についての対応方針」(平成25年10月))。</p> <p>また、内閣府で設置した「オフサイトの防災業務関係者の安全確保に関する検討会」において、原子力災害時にバスの運転手等が活動する場合の活動範囲、被ばく線量管理、及び研修・教育訓練等の検討を進めております。</p> <p>地震等で道路が被災し、応急復旧工事が困難となり孤立化するような不測の事態が発生した場合は、自衛隊等の実動組織による航空機等を活用した救助を行うこととなります。</p>





当初質問	再質問	機関	回答
14	19	内閣府	放射性物質は、放出源である発電所に近ければ近いほど線量が高く、離れば離れるほど線量が低くなる特性があります。その上で、高浜原発については、重大事故の場合にも、原子力規制委員会が新規性基準で求めた様々な対策により、環境への放射性物質(セシウム137)の放出量は7日間で4.2テラベクレル程度、すなわち福島原発事故と比べて3桁低いレベルに抑えられると解析されています。 このような過酷事故(解析結果のセシウム4.2テラベクレル放出)の際における被ばく線量について、屋外で何も防護措置をせずに居続けた場合であっても、5km圏外での被ばくは、緊急時の住民の被ばくについてのIAEAの基準(100ミリシーベルト/7日)を十分下回るとの試算が示されています。(参照 京都府主催:第4回高浜発電所に係る地域協議会:内閣府参考資料2) ただし、万が一に備えUPZ圏内については安定ヨウ素剤の緊急配布を行うこととしています。なお、PAZ圏内については避難実施中に放射性物質の放出があった場合に備え、事前配布を行うこととしています。
		関西電力	現在、当社は、福井県外で中間貯蔵施設を立地すべく、供給区域内・外を問わず、あらゆる可能性を検討しております。 具体的な候補地点につきましては、現時点において申し上げられる段階に至っておりません。 なお、中間貯蔵施設の立地にあたって「当社の発電所の敷地であること」を候補地の条件とはしていません。また、地元の皆さまとの協力関係・信頼関係を大切に、ご理解をいただくことが何より重要であり、地元のご同意なくして立地を進めることはありません。 原子炉下部キャビティは原子炉容器の下に設けられた炉内核計装配管等が通る空間であり、建設当初から存在するものです。今般、新しい規制基準の下、この原子炉下部キャビティに確実に蓄水できるように連通孔を設けるなどの設備改造し、溶融炉心とコンクリートの反応を抑制するための手順も整備しました。
		市	今後の説明会についてであります。12月14日に公表しました質問への回答に係る再質問の内容を見る限り、市民の皆様の理解は、一定進んでいるものと認識しています。 なお、万一の際の住民避難につきましては、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。現在、より実効性のある避難計画となるよう舞鶴市住民避難計画の改正作業を行っており、今後、あらためて市民の皆様にご説明したいと考えています。 また、質疑応答については、より多くの方にご質問いただき、正確にお答えできるよう質問用紙でお受けする方法とさせていただいたものです。
15	63	資源エネルギー庁	原子力災害により多大な被害を受けた福島の復興・再生については、その置かれた特殊な諸事情とこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的責任を踏まえて推進すべく、財政面も含めた総合的な措置を進めているところです。また福島の復興・再生を加速させるため、政府は「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を策定し、廃炉汚染水対策や避難指示解除に向けた環境整備に全力を挙げております。福島の復興は政府の最重要課題であり、引き続き1日でも早い復興の実現に向け取組を進めてまいります。 また、福島第一原発事故による原子力損害に関しては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が策定した中間指針等に基づき、事故との相当因果関係があるものについて、東京電力が賠償を行っており、国としては、被害者の方々に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力を指導しています。 一方、原発の再稼働は、エネルギー安全保障、地球温暖化対策、経済性とといった観点から重要であり、経済の健全な発展や国民生活の安定に不可欠です。そのため、安全の確保を大前提に、再稼働を進めてまいります。
		市	市としましては、福島原発事故を教訓として新たに策定された原子力災害対策指針や京都府地域防災計画の改正等に基づくほか、福島県の被災地の視察なども踏まえ、舞鶴市住民避難計画を作成しています。 万一の際の住民避難につきましては、市が先頭に立ち、国や京都府、関係機関の協力を得ながら、責任を持って取り組んでいきます。今後、より実効性のある住民避難計画となるよう今年度中を目途に改正したいと考えています。
		いただいた一部の質問は再質問ではないため、回答いたしません。	
16	23	資源エネルギー庁	原子力事故等による原子力損害が生じた場合、法令に基づき原子力事業者はその損害を賠償する責任を負います。個々の事例については、様々な事情を考慮する必要があるため、請求可能な範囲について一概に回答することは出来かねますが、事故との相当因果関係の認められるものについては、事業者が賠償を行うことになると考えております。 ・国も、原子力損害賠償紛争審査会などを通じ、原子力事業者と被害者との賠償申立に関して紛争が生じた場合の和解仲介及び自主的な解決に資する指針の策定を行います。 ・福島第一原発の事故による原子力損害に関しては、同審査会が策定した中間指針等に基づき、事故との相当因果関係が認められるものについて、東京電力が賠償を行っており、国としては、被害者の方々に寄り添った迅速かつ適切な賠償を行うよう、東京電力を指導しています。
		内閣府	避難の長期化対策については、福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、防災基本計画を修正し、原子力被災者生活支援チームを設置する等の中長期対策を明確にしました。万が一、避難が長期化するような場合、必要に応じて当該チームを設置し、被災実態に則した対応(除染、住居対策、就労支援、等)をとることとなります。
		内閣府	舞鶴市に質問です。質問書の回答に何度か説明会において、「万が一、事故が発生しても福島原発事故のように、家に帰れないような事態にはならないと、国から説明を受けています。」と回答がありますが、どのような説明を受けたのでしょうか？具体的に回答をお願いします。 質問者52に対して内閣府は「避難時集結場所まで一人で歩けないような在宅の避難行動要支援者の避難については、支援者が付き添い避難することとしております。なお、一部の避難行動要支援者については、未だ支援者が確保できていない状態ではありますが、その場合においても、行政職員・自治会・消防職・団員等の協力により避難等ができる体制を京都府にて整備中です。」 また質問者23に対して舞鶴市は消防団の活動につきましては、各種情報を消防車両等により、消防団管内の住民に広報していただくことや、避難等に際しては、避難時集結場所に各消防団の拠点を設置いただき、避難誘導等を実施していただくこととしています。 消防団員は、一般市民と同じ段階で避難していただき、避難後の各地域の残留者の確認は、市職員・消防職員・警察署員及び国、府の応援派遣職員で行うこととしていることから、現時点では消防団に原子力防災資機材等の配備の予定はありません。と答えています。市職員、消防職員、警察官は職務の一環として原子力災害時の危険手当金や原子力防災資機材の用意はありますか？ 消防団員に対して原子力防災の資材、機器等一切なく避難活動支援をさせるつもりでしょうか？

